

## クラウド会計ソフトから情報が漏洩！？

～クラウド会計ソフトを利用して確定申告書を作成している方へ～  
 利用者の許可なくクラウド会計ソフト側から行政機関へ帳簿等を開示することがあります。  
 （税理士がクラウド会計ソフトを利用している場合も同様です）  
 東京南部会計は、お客様の情報を守るためにもクラウド会計ソフトは採用しておりません。  
 下記の表にてクラウド会計ソフトとの違いをまとめましたのでご参照ください。

	某クラウド会計ソフト	税理士法人 東京南部会計
<b>税務署への帳簿開示</b>	<b>事業者の許可なく開示</b>	<b>税務調査以外は非開示</b>
記帳・データ取り込み 確定申告書の作成及び提出	△（印刷や提出は利用者本人）	<b>当事務所が全て行います</b>
税務相談 税理士署名押印	×	◎
利用料金	10,000円～40,000円	55,000円～

※会計と税務（確定申告）は別物です。税務相談は税理士のみが行える業務のため、クラウド会計ソフト会社から税務に関するアドバイスはありません。

～お客様にやって頂くこと～

<b>東京南部会計に次の書類を データか郵便で送るだけ！</b>	領収書・カード明細
	支払調書（報酬）・源泉徴収票（給与）
	事業用の通帳
	保険料等の控除証明書・ふるさと納税（寄附金）の証明書
	医療費の領収書（集計されていない場合には+5,500円）

※事業所得の他に、不動産所得などがある場合には別途料金加算となります。

